○外務省告示第百九十五号

平成二十八年五月十日にパナマ市で、外交、公用等の旅券の所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がパナマ共和国政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十八年七月一日から実施される。

平成二十八年五月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

（在パナマ共和国日本国大使館からパナマ共和国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.P－16－75－MRE

口上書

在パナマ共和国日本国大使館は、パナマ共和国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交、領事及び公用旅券所持者に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十六年七月一日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　パナマ共和国の国民であって、パナマ共和国外務省が発給した有効な外交、領事又は公用旅券を所持するパナマ共和国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するパナマ共和国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するパナマ共和国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにパナマ共和国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるパナマ共和国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、パナマ共和国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在パナマ共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてパナマ共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十六年五月十日にパナマ市で

（パナマ共和国外務省から在パナマ共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

N.V.－AJ／DT　No.140－MIRE－2016－25230

口上書

パナマ共和国外務省は、在パナマ共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、パナマ共和国政府が、外交及び公用旅券所持者に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十六年七月一日から次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持し日本国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的でパナマ共和国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなくパナマ共和国に入国することができる。

2　(1)　日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってパナマ共和国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくパナマ共和国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってパナマ共和国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、パナマ共和国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するパナマ共和国の法令に服することを免除するものではない。

4　パナマ共和国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　パナマ共和国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくパナマ共和国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　パナマ共和国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

パナマ共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在パナマ共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十六年五月十日にパナマ市で

○外務省告示第百九十六号

平成二十八年五月十八日に東京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億七千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　吉村馨在ガーナ大使

ガーナ側　シルベスタ・ジュドゥ・パポ・パー　カー・アロテ駐日大使

平成二十八年五月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九十七号

平成二十八年五月十八日に東京で、野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十二億八千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年五月三十一日まで

4　署名者

日本側　吉村馨在ガーナ大使

ガーナ側　シルベスタ・ジュドゥ・パポ・パー　カー・アロテ駐日大使

平成二十八年五月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第百六十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	三トン
四	一八二トン
五	○トン
六	五トン
七	一トン